



平成30年度かながわ人権施策推進指針 取組状況報告（概要版）

神奈川県福祉子どもみらい局人権男女共同参画課
神奈川県教育委員会教育局行政部行政課

目次

1 人権を取り巻く環境

2 目標の達成度

3 人権教育・人権啓発の取組状況

4 分野別施策の推進状況

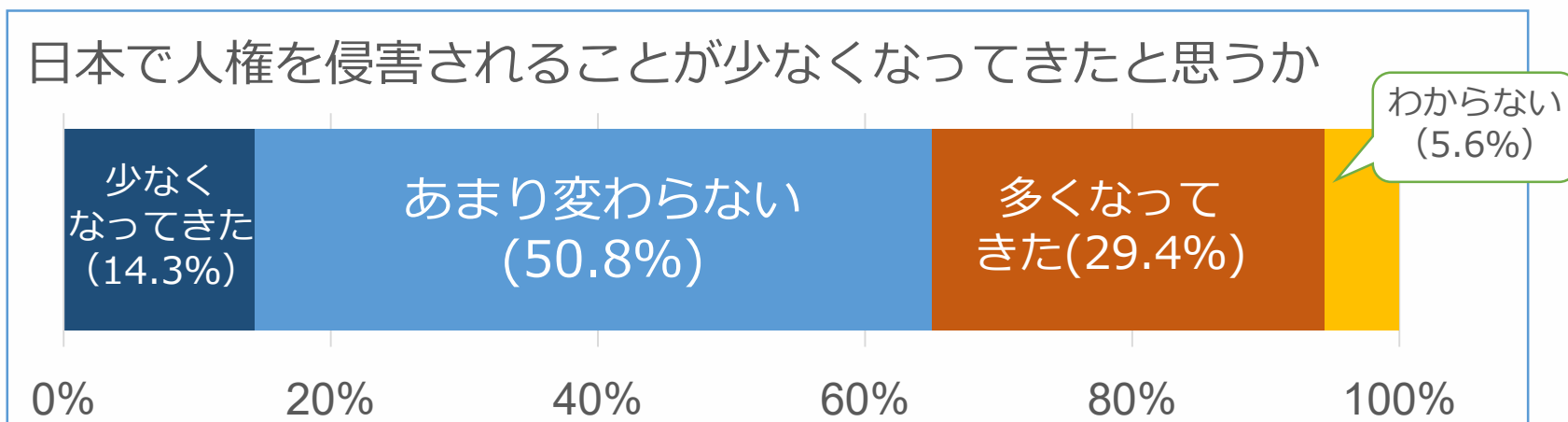
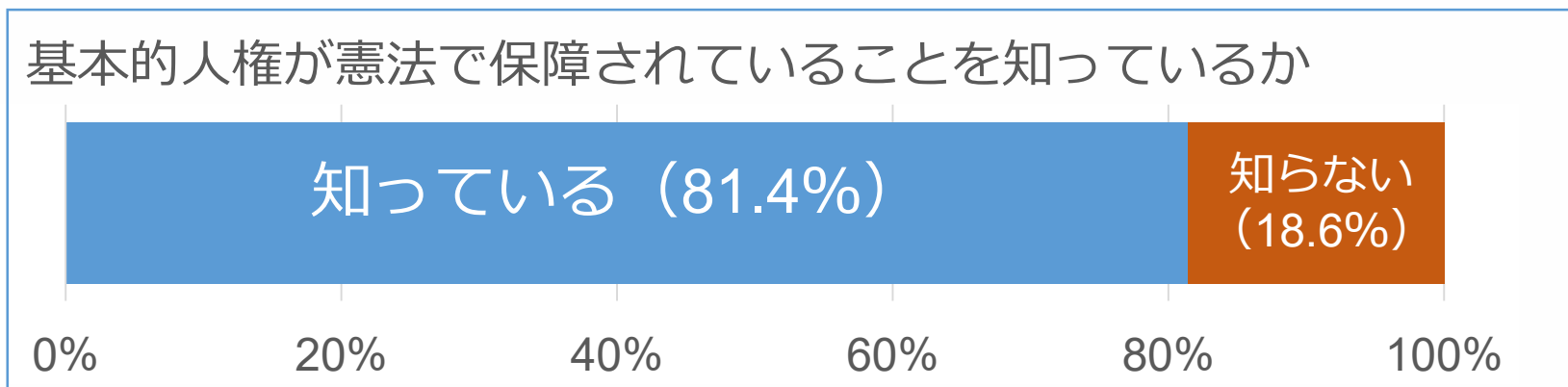
5 推進体制

6 まとめ（懇話会委員意見）

1 人権を取り巻く環境

(1) 国内における人権を取り巻く環境

ア 人権に関する意識



(内閣府「人権擁護に関する世論調査」平成29年度版より引用)

イ 人権に関わる主な事件・動き

<女性>

東京医科大の不正入試問題を受け、緊急調査
→10大学で女性を不利に扱う等の不適切な事案
が判明（平成30年12月14日 文部科学省公表）

<性的マイノリティ>

同性婚を認めないのは違憲であるとの主張に
より、当事者が一斉提訴
（平成31年2月14日 東京、大阪、札幌、名古屋地裁）

<患者等>

元患者家族によるハンセン病訴訟で、熊本地
裁が国に賠償命令（令和元年6月）
→ 首相が控訴断念を表明（令和元年7月）

(2) 平成30年度の県内における人権を取り巻く環境

＜外国籍県民/インターネットと人権＞

インターネット上の人種差別を煽る差別的な投稿について、簡易裁判所が侮辱罪として略式命令（川崎市：平成31年1月）

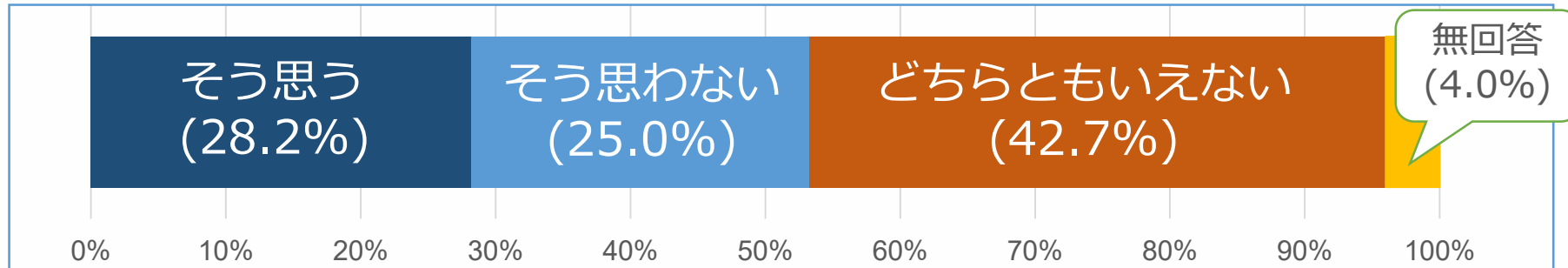
＜障がい者＞

県における障がい者雇用率の不適切な算定を受けて「障がい者雇用促進検討委員会」を設置（神奈川県：平成30年11月）

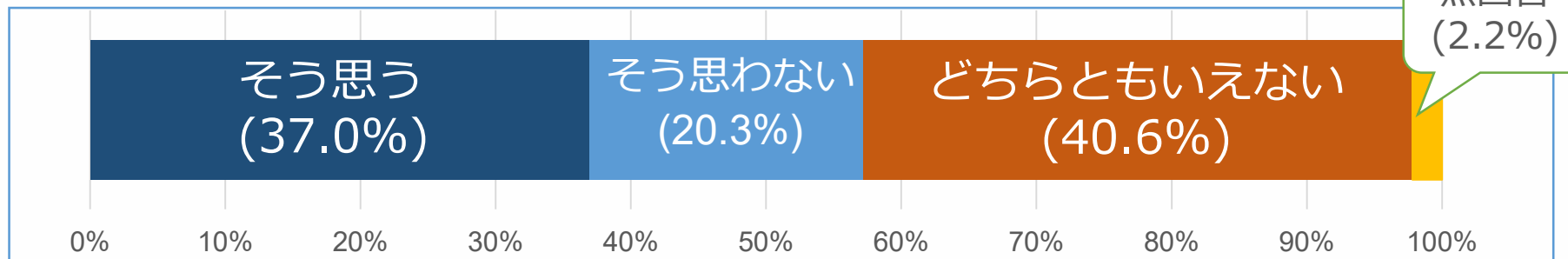
2 目標の達成度

(1) 県民ニーズ調査（平成30年度）

今の日本を基本的人権が尊重されている社会だと思うか



【参考】 前回調査結果（平成25年度実施）



(2) 法務省県内人権侵犯事件新規救済手続開始件数

平成30年新規救済手続開始件数 743件（平成29年 916件）

対前年比 173件（18.9%）減

【参考】 全国 19,063件（対前年比 470件（2.4%）減）

3 人権教育・人権啓発の取組状況

(1) 人権教育の取組状況

ア 研修会の開催

- ・ 県市町村人権教育行政関係者
- ・ 公立幼・小・中学校教員、県立学校校長・副校長・教頭・教員
- ・ 社会教育関係団体指導者

イ 学校・地域における人権教育の支援

- ・ 人権教育研究校及び人権教育総合推進地域の指定
- ・ セクハラアンケート調査の実施
- ・ 各分野の内容を扱った作品を掲載した読み物資料の作成
- ・ 啓発ポスター等の作成
- ・ 人権問題に関する図書を整備

ウ 「いのちの授業」の実践

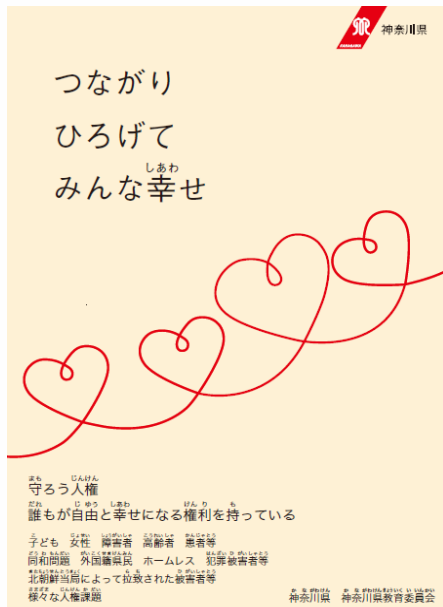
- ・ 「いのちの授業」ハンドブック作成
- ・ 「いのちの授業」大賞
- ・ 「いのちの授業」を全ての学校で実施

ア 研修会の開催

- 人権教育指導者養成研修講座
 県市町村人権教育行政関係者 全8回24人参加
- 県立学校人権教育研修講座
 校長、副校長・教頭、人権教育担当者 596人参加
- 県立学校人権教育スキルアップ研修講座
 人権教育担当者 全2回各48人参加
- 県市町村人権教育担当者研修会
 県市町村人権教育担当者 137人参加
- 全県人権教育研究校発表会
 公立幼・小・中学校教員 220人参加

イ 学校・地域における人権教育の支援

- 各種啓発ポスターの作成
 - 相談窓口周知ポスター 約1,000部
 - セクハラ防止啓発ポスター 約1,000部
 - 人権啓発ポスター 約4,500部



(2) 人権啓発の取組状況

＜事業紹介① 人権男女共同参画課＞ 人権メッセージ展の開催

クイーンズスクエア横浜クイーンズサークルにおいて
「神奈川県人権啓発推進会議」(※)の主催により開催
(平成30年12月8日～9日、来場者数2,317人)

- ・文化・学術・芸能・スポーツなど各界で活躍されている
方々の「人権メッセージ」パネル展示
- ・車いすの方や目が不自由な方のサポート体験等の
ステージプログラム
- ・人権活動を行っている団体等のパネル展示
- ・来場者によるメッセージ展示 等



※ 神奈川県、市町村、横浜地方法務局、経済・労働・福祉団体等で構成。

<事業紹介② 人権男女共同参画課>

ヘイトスピーチの解消に係る啓発活動の実施

- ・ 電車の中吊り広告による啓発活動

相鉄線(460枚)、J R東海道線(2,380枚)に掲示

- ・ 駅のデジタルサイネージによる啓発活動

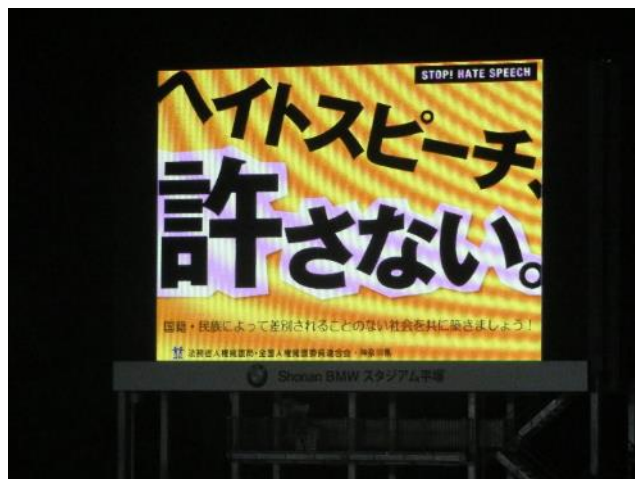
- ・ ラジオ広告による啓発

人権週間に合わせて放送（平成30年12月3日～10日）

- ・ 湘南ベルマーレと連携した啓発活動

平成30年9月22日のホームゲーム時に

スタジアム大型ビジョンで放映



スタジアム大型ビジョンでの放映



中吊り広告の掲示（J R東海道線）



デジタルサイネージ 11

(3) 相談・支援体制

ア 県の相談・支援体制の充実

<事業紹介① くらし安全交通課>

かながわ性犯罪・性暴力被害者

ワンストップ支援センター「かならいん」

- ・電話相談の実施（24時間365日対応）

平成30年度相談件数 1,346件

- ・面接相談、医療機関の受診、カウンセリング、法律相談、付添い支援等の直接支援の実施

平成30年度支援件数 214件



＜事業紹介② 人権男女共同参画課＞

性的マイノリティに関する相談・交流事業

- ・ **かながわSOGI派遣相談（派遣型個別専門相談）**
当事者またはその家族、支援者の要望に応じ、臨床心理士等の専門相談員を派遣（平成30年4月～）

平成30年度相談件数 24件

- ・ **かながわにじいろトーク（当事者交流会）**
10代から20代の性的マイノリティの方々を対象に交流会を月1回開催（平成30年5月～）

平成30年度参加者数 29名

SOGI派遣相談チラシ

イ 人権窓口の情報提供（人権男女共同参画課）

人権相談窓口一覧の作成

（県内の国、県、市町村、NGO・NPO等の窓口）

提供

- ・ 県ホームページ
- ・ 県情報提供コーナー
- ・ 市町村人権担当窓口

問題の早期解決へ

神奈川県

人権相談窓口一覧

平成30年3月

4 分野別施策の推進状況

(1) 子ども

子どもへの虐待、いじめが深刻な問題となっています。また、性非行や薬物乱用、インターネット、携帯電話・メール等の悪用等の問題もあります。子ども一人ひとりが人間として尊重され、人権が守られる中で成長していく環境づくりを推進します。

<主な取り組みの方向>

- ア 児童虐待の未然防止、早期発見、再発防止等の推進
- イ いじめ対策の推進
- ウ 不登校、ひきこもりなどの対策の推進
- エ 子どもの人権擁護の推進
- オ 青少年の健全な育成の推進
- カ 人権に配慮した学校教育の推進

<事業紹介① 次世代育成課・子ども家庭課> 児童虐待防止対策の推進

事業概要	開催回数等	参加人数
市町村、地域の子育て支援事業者を対象とした研修会の実施	年1回 2コース (計5日間)	延365名
保育所への保育カウンセラー派遣(虐待が懸念される親子の支援に係る実地研修の実施)	18箇所	—
乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業 担当者会議・情報交換会の実施	1回	37名
児童相談所における精神科医及び小児科医を交えた医学的評価、判断、助言、カウンセリング、医療相談等の実施	毎月定例 +随時実施	—

<事業紹介② 子ども教育支援課・学校支援課> いじめ対策の推進

事業概要	開催回数等
いじめ問題対策連絡協議会の実施	年2回
いじめ防止対策調査会の実施	年4回
いじめ防止対策推進会議の実施	年1回
県立学校の生徒指導担当者を対象とした 会議における情報提供の実施	高等学校等 年3回 特別支援学校年2回
市町村立学校等の児童・生徒指導担当教員を 対象とした会議における講演及び協議等の実施	小学校 年1回 中学校 年1回
県・市町村教育委員会の 児童・生徒指導担当指導主事会議における 講演及び協議等の実施	年2回
いじめ防止対策推進法に関する 県・市町村教育委員会検討会における 講演及び協議等の実施	年2回
かながわ子どもスマイル(SMILE)ウェブ 地域フォーラムの開催	県内5地区で 年1回ずつ

＜事業紹介② 子ども教育支援課・学校支援課＞

いじめ対策の推進

事業概要	回数・配置状況等
いじめ問題に係る点検・調査の実施	年1回
スクールカウンセラーの配置	<ul style="list-style-type: none"> ○全公立中学校（政令市を除く）に配置 ※中学校区の小学校への派遣も含む ○県立高等学校拠点校 75校に配置 ※県立中等教育学校2校を含む
スクールソーシャルワーカーの配置	<ul style="list-style-type: none"> ○4教育事務所に42名を配置 ※公立小・中学校（政令市・中核市を除く）に対応 ○県立高等学校拠点校 30校に配置
<p>いじめ対応資料の作成・配付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校向け「いじめの初期対応のポイント」 「児童・生徒指導ハンドブック（小・中学校版）」 「生徒指導ハンドブック（高校・特別支援学校版）」 ・保護者・地域向け「いじめ啓発リーフレット」 ・市町村教育委員会向け 「いじめ問題への対応 ～指導・支援を必要とする加害児童・生徒への対応について～」 	

<事業紹介③ 青少年センター>

かながわ子ども・若者総合相談センター

(ひきこもり地域支援センター) 相談等支援事業

かながわ子ども・若者総合相談センター

～子どもも、若者も、親も、
ひとりで悩まないで、まずここに相談～



電話、来所等の相談

相談件数：4,243件（電話 2,976件、面接 1,267件）

啓発事業、地域理解促進事業の実施

事業概要	開催回数等	参加人数
ひきこもりを考える家族セミナー	2地域 (4日間)	延129名
地域支援フォーラム	2地域	延37名
地域理解促進事業 (NPOと共催)	12回	延480名

(2) 女性

近年、夫、パートナー等からの暴力や性犯罪、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力が社会問題となっており、被害は複雑化、多様化しています。また、就業の場における待遇の面での格差等の問題も存在しています。職場や家庭、地域など、あらゆる場で男女が互いに人権を尊重し、一人ひとりが生き生きと個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。

<主な取組みの方向>

- ア 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援
- イ 就業の分野における男女共同参画の促進
- ウ 男女共同参画社会づくりに向けた教育及び啓発の推進
- エ メディアにおける人権の尊重

<事業紹介① かながわ男女共同参画センター> かながわ女性の活躍応援団支援事業

知事と女性の活躍推進の取組みに積極的で、神奈川県にゆかりの深い企業等の男性トップ20人を団員とし、女性活躍推進の社会的ムーブメント拡大を図るため、啓発講座等を実施

ムーブメント拡大ミーティングの開催（平成30年11月21日）

応援団員企業から講師を派遣する啓発講座・シンポジウムの開催

計16回（参加人数：2,075人）

応援団紹介冊子の制作・配布（9,500部）

応援団サポーターの募集（登録人数 28人）

- ・サポーター募集リーフレットの制作（15,000部）
- ・サポーター限定セミナー＆交流会の開催

（平成31年2月28日）



＜事業紹介② 人権男女共同参画課・ かながわ男女共同参画センター＞ 配偶者等からの暴力対策の推進

配偶者暴力相談支援センターによる支援

電話・面接相談件数：5,291件(うち被害者本人：3,832件)

一時保護件数：177件

県、市町村及び民間活動団体の協働による一時保護施設の運営

市町村等関係職員研修及び民間団体スタッフ研修の開催

DV被害者自立支援団体への補助の実施

県内市町村との連携

- ・ 配偶者暴力相談支援センター設置市との会議の開催

DV防止、デートDV予防等啓発事業の実施

- ・ 啓発冊子等の作成・配布
- ・ 講座の実施、研修用教材の配布



(3) 障がい者

障がいのある人々は様々な物理的又は社会的障壁等のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加に支障をきたしている状況があります。すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとする障害者基本法の理念を踏まえ、誰もがお互いに支え合い、共に生活し、活動できる社会の実現をめざします。

<主な取組みの方向>

- ア 障がい者の住まいの確保と地域生活移行・定着への支援
- イ 障がい者の社会参加の推進と障がい者理解の促進
- ウ 障がい者の権利擁護のしくみの充実と虐待防止対策の推進
- エ バリアフリーの街づくりの推進
- オ 一人ひとりの特性を踏まえた教育の推進

<事業紹介① 共生社会推進課>

ともに生きる社会かながわ憲章の普及啓発

年間を通じた普及啓発活動

地域イベントと連携した「みんなあつまれ」の開催（県内4か所）

「共生社会実現フォーラム」の開催（平成30年12月8日）

「ともに生きる社会かながわ推進週間」における集中的な広報展開
（平成30年7月23日～29日）

- ・ インターネット広告（Facebook・YouTubeでのPR動画掲載）
動画表示数：約818,000回
- ・ 交通広告等（電車内ビジョン、
駅構内でのPR動画放映等）
- ・ チラシ配布（約30,000枚）
- ・ ポスター掲示（約1,000枚）



＜事業紹介② 障害福祉課＞ 障がい者地域生活支援事業

専門性の高い相談支援

発達障害支援センターかながわA(エース)の運営等

広域的な支援事業

5 障害保健福祉圏域での相談支援ネットワークの形成等

サービス・相談支援者指導育成事業

研修等名称	実施回数	参加人数
相談支援事業従事者初任者研修	5回	513名
相談支援事業従事者現任研修	6回	493名
手話通訳者養成講習会	66回	41名
要約筆記者養成講習会	84回	19名

障がい者地域生活支援事業費補助（市町村統合補助）

33市町村に対する補助を実施



かながわA(エース)
発行冊子

<事業紹介③ 雇用労政課・産業人材課> 障がい者の雇用促進施策

企業への支援・普及啓発

- ・ 障害者雇用促進センターによる障がい者雇用が進んでいない中小企業への個別訪問や出前講座等の実施
(企業訪問1,059社、出前講座50回)
- ・ 障がい者雇用促進に向けたフォーラム
(参加人数：397人) や障がい者雇用のための企業交流会の開催 (参加人数：122人)



職業能力の開発

事業名称	期間(コース数)等	受講者数
障害者職業能力開発事業	2年(2コース)	20名
	1年(5コース)	55名
	6か月(2コース)	21名
	在職者訓練(3コース)	17名
障害者職業能力開発委託事業	1年(3コース)	27名
障害者就職促進委託訓練事業	1~4か月(35コース)	170名

<事業紹介④ 知事室>

点字・手話等を活用した県政情報提供

県のたよりの点字版・録音版の作成・送付

平成30年度実績（5月号～翌4月号平均/月）

点字版：246部 録音版：228部（テープ 87部、CD 141部）

カナフルTVにおける手話による情報提供

平成30年度放送分（全44回）すべてに手話通訳を挿入

知事定例記者会見における手話通訳の実施

平成30年度知事定例記者会見（全30回）の手話付き動画を配信



(4) 高齢者

高齢者が急速に増加することに伴い、介護や支援を必要とする高齢者の増加が見込まれます。また、介護の必要はなくても一人暮らしや健康に不安を抱えるなど何らかの支援を必要とする高齢者も増加する見込みです。

このような中、高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会づくりの実現をめざします。

<主な取組みの方向>

- ア 地域包括ケアの推進
- イ 高齢者の尊厳を支える取組みの推進
- ウ 安全・安心な地域づくり
- エ 社会参画の推進
- オ 高齢者への理解を深める教育の推進

<事業紹介① 高齢福祉課>

認知症に係る適切なケアの推進、支援等

認知症サポート医養成研修等の開催

認知症介護に関する研修の開催

研修等名称	実施回数	修了者数
認知症介護基礎研修	4回	232名
認知症実践者研修	4回	391名
認知症介護実践リーダー研修	2回	71名

かながわ認知症コールセンターの運営

相談件数 864件

認知症サポーター養成研修の開催

認知症サポーター数 619,566人

徘徊高齢者SOSネットワークの運営



認知症サポーター
普及リーフレット

<事業紹介② 高齢福祉課・スポーツ課・農地課> 生涯学習・生涯スポーツの推進

「ゆめかながわシニアフェスタ」の開催

①かながわシニアスポーツフェスタ（4月～3月）

18種目、参加人数：3,088人（選手2,629人、関係者459人）

②かながわシニア美術展（8月）

5部門、応募者：466人、来場者：延2,052人

全国健康福祉祭（富山県）への選手等派遣、美術展出品

交流大会：15種目112人 美術展：5部門5作品

健康・体力づくり運動の推進

中高年ホームファーマー事業

8市町で農園開設（参加人数：145人）



かながわシニアスポーツフェスタ

(5) 患者等

病気についての知識の不足や誤解からエイズ患者・HIV感染者やハンセン病患者・元患者、難病患者及び肝炎患者等に偏見を持つ人がいます。

そうした偏見をなくすため、病気についての正しい知識の普及を推進し、患者等の立場に立って考えるなどの啓発に努めます。

<主な取組みの方向>

ア 普及啓発の推進

イ 支援体制の充実

ウ 医療機関の選択の推進

エ 正しい理解を身に付ける教育の推進

<事業紹介 健康危機管理課>

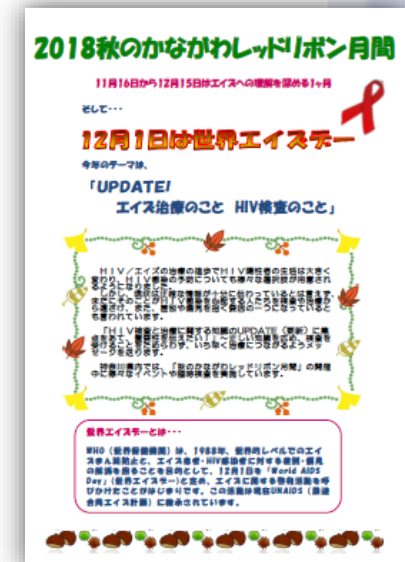
エイズ予防に関する普及啓発とエイズ患者に対する支援体制の充実

普及啓発の推進

- ・「検査普及週間」、「世界エイズデー」イベントの開催
…かながわ県民センターにおいてAIDS文化フォーラムin横浜を実施
- ・地域エイズ予防啓発事業（県内8か所で開催）
- ・青少年エイズ・性感染症予防講演会を実施（実施回数：77回）

支援体制の充実

- ・エイズ検査体制の整備
…県内7カ所で検査を実施
…外国籍県民エイズ相談（相談件数：37件）
- ・HIV保健センターの運営（相談件数：122件）
…HIV感染者及び家族のカウンセリング等を実施
- ・エイズ治療症例研究会の開催
- ・HIV歯科診療紹介制度の運営等
- ・医療機関エイズ受入推進事業



(6) 同和問題

同和地区関係者への偏見や差別意識は、まだ解消された状況にあるとはいえません。権利侵害や不利益を被ることのないよう、同和問題の解決に向けて、一人ひとりが正しい理解と認識を深め、差別を許さない心を育むため、人とのつながりを重視する視点に立った啓発活動等を推進します。

また、これまでの同和教育の成果を踏まえ、同和問題に関する正しい理解に立って偏見や差別に立ち向かう力を育てるとともに、児童・生徒の自主性を尊重した学校教育や地域における社会教育の実践に一層努めます。

<主な取組みの方向性>

- ア 同和教育の推進
- イ 人権尊重意識の啓発
- ウ 同和対策の推進
- エ 地域住民の交流の促進
- オ えせ同和行為の排除

<事業紹介① 教育局行政課> 人権教育指導者養成研修講座

行政担当者や県立学校、市町村学校の人権教育の推進において指導的な立場にある教職員を対象に行う研修会

研修講座第2回は、神奈川県唯一の隣保館「ほうらい会館」を会場とし、同和団体の方を講師としてお話しいただいている。

○参加者の声 (平成30年度 29名受講)

当事者の方たちの話を聞くことができた良い機会となりました。

日々の取組が人権課題を解消する力となっていくのだと考えることが出来ました。

子ども達を指導する立場として、同和問題について正しく理解することが大切だと思いました。

同和問題を知るきっかけとして「学校」の割合が高いことから、教育に携わる者が、正しく同和問題を理解しなければいけないと思いました。

<事業紹介② 人権男女共同参画課> 人権尊重意識の啓発及び支援体制の充実

啓発冊子の作成・配布

「同和問題の正しい理解のために」第5刷を作成し、
人権啓発イベント、研修等で配布

地域包括支援センター職員向け研修の開催

地域包括支援センター職員に、同和問題についての正しい
知識や理解を深める機会をつくり、地域で生活する高齢者
支援につなげる研修を開催（年3回、参加人数：118人）

相談事業支援

神奈川県地域相談連絡協議会が行う
相談活動への支援



同和問題啓発冊子

(7) 外国籍県民

言語、宗教、習慣等への理解不足から外国籍県民への偏見や差別意識により、様々な人権問題が生じています。

一人ひとりが多様な文化や民族の違いを理解し、認め合い、個性と能力を発揮できる暮らしやすい環境を整備するなど、多文化共生社会の実現をめざします。

<主な取り組みの方向>

- ア 多文化共生・多文化理解の促進
- イ 外国籍県民にかかわる法律・制度の改善
- ウ 多言語による情報の提供や相談機能の充実
- エ 外国籍県民への生活支援の充実
- オ 多文化理解を深める教育の推進

<事業紹介② 国際課>

外国籍県民の生活にかかわる支援

かながわ一般通訳支援事業

- ・通訳支援（紹介）件数：387件（通訳ボランティア登録 累積259件）

かながわ医療通訳派遣システム事業

- ・通訳派遣件数：7,144件
- ・通訳スタッフ、コーディネーター研修の実施等

多言語支援センターかながわ運営事業

- ・コールセンター「多言語ナビかながわ」 受付件数：2,860件
- ・ベトナム語・タガログ語などの通訳者が不足している言語の専門人材の確保・育成
- ・外国籍県民支援人材育成研修の実施

外国籍県民居住支援システム事業

- ・外国人居住支援パンフレットの作成・配布
- ・外国人すまいサポート店の登録（190店）
- ・外国人居住支援研修等事業の実施



かながわ医療通訳派遣システム事業

(8) ホームレス

近年の経済、雇用環境の悪化等を背景に、駅周辺、公園、河川敷等にはホームレスとなることを余儀なくされた方が起居しており、ホームレスへの偏見や差別意識から暴行事件等が発生しています。また、生活や安定した住居確保に支障を生じ、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人もいます。

ホームレスの自立支援やホームレスの人権擁護のための啓発活動等を推進します。

<主な取組みの方向>

- ア ホームレスの人権擁護のための
啓発活動の推進
- イ ホームレスの自立支援に関する施策の推進
- ウ ホームレスとなることを未然に防止する
ための対応
- エ ホームレスの人権に配慮した教育の推進

<事業紹介 生活援護課>

生活困窮者自立相談支援事業

「生活困窮者自立支援法」に基づき、県内町村の生活上の困難に直面されている方に対し、地域において自立した生活が行われるよう、自立相談支援を実施

- ・平成30年度支援対象件数：234件

本人が抱える課題を把握



支援計画の作成



支援計画に基づく
生活の安定・
就労促進等の相談支援



出張相談会の様子

(9) 犯罪被害者等

犯罪等に巻き込まれた被害者やその家族・遺族の方々は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負い、財産を奪われるといった、犯罪等による直接的な被害だけでなく、周囲の無理解や心無い対応による精神的被害など、二次的な被害にも苦しんでいます。

犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等を県民全体で支える地域社会の実現をめざします。

<主な取組みの方向>

- ア 犯罪被害者等への途切れることのない支援の実施
- イ 犯罪被害者等への理解を促すための啓発活動の推進
- ウ 犯罪被害者等を支援する人材の育成
- エ 犯罪被害者等への理解を促進する教育の推進

<事業紹介 くらし安全交通課> 広報啓発活動の推進

犯罪被害者等を温かく支える地域社会形成のための広報活動
犯罪被害者週間に県内5か所でキャンペーン開催
(パネル展示、グッズ配布等による普及啓発、情報提供)



地域住民や関係機関職員等に対する講座の実施

年4回開催 (参加人数：406人、市町村との協働事業)

大学・事業所等における犯罪被害者等の講演の実施

年9回開催 (参加人数：522人)

(10) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮当局による日本人拉致は、わが国に対する主権侵害であるとともに重大な人権侵害です。地域で共に暮らす在日朝鮮人の方々の人権にも配慮しながら、拉致問題の一日も早い解決に向けて啓発活動などを推進します。

<主な取組みの方向性>

- ア 拉致問題の啓発の推進
- イ 拉致問題への理解と関心を深める教育の推進

<事業紹介 国際課>

拉致問題の風化防止と県民の理解促進

神奈川県ゆかりの特定失踪者パネル展示

県内全市町村60か所において実施

映画「めぐみー引き裂かれた家族の30年」等の上映会の開催

全5回開催（参加者数：494名）

拉致問題に関する講演会、シンポジウム等の開催

平成30年12月9日

「すべての拉致被害者を！」
めぐみさんと家族の写真展



(11) 様々な人権課題

ここまで取り上げた分野以外にも、様々な人権課題があります。
これらの問題においても、指針の趣旨に従って、関係機関、NGO・NPO等と協働・連携してそれぞれの状況に応じた取組みを行います。

<人権課題の例>

- ・ 貧困等にかかる人権課題
- ・ 災害発生時の人権課題
- ・ インターネットを悪用した人権侵害
- ・ 特定の職業に従事する人、刑を終えて出所した人、性的マイノリティへの偏見や差別意識
- ・ 身体的特徴を理由とする偏見や差別意識

<事業紹介① 子ども家庭課・子ども支援課> ひとり親等家庭への支援の充実

就業支援（母子家庭等就業・自立支援センター）

- ・就業支援講座等の実施

セミナー等名称	実施期間	参加人数
適職発見セミナー	7日間	延65人
パソコン教室	30日間	延234人

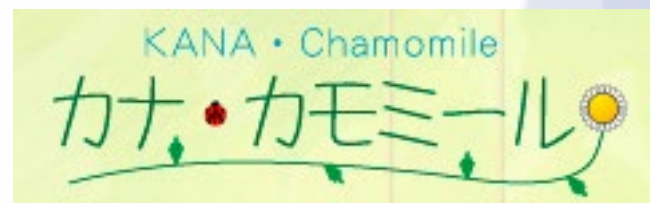
- ・就業相談員の配置等

経済的支援

- ・ひとり親家庭等医療費助成事業（33市町村）
- ・母子父子寡婦福祉資金の貸付（修学資金等 933件）

各種支援策の周知・情報提供

- ・リーフレット「ひとり親家庭のみなさんへ」作成・配布
各市町村ひとり親家庭福祉主管課等から配布（22,000部）
- ・ひとり親家庭・総合支援情報サイト
「カナ・カモミール」での情報提供



＜事業紹介② 人権男女共同参画課＞ 性的マイノリティに関する支援事業の実施

啓発物品の作成、配布

性的マイノリティの理解を促進するためのリーフレットやクリアファイルなどの啓発物品を作成し、イベント等で配布。

性的マイノリティに関する研修の実施

事業概要	実施回数	参加人数
中小企業向け研修	2回	42人
児童養護施設職員向け研修	4回	151人
県指定管理施設職員向け研修	6回	132人
宿泊施設向け研修	3回	45人



研修の様子



啓発クリアファイル

(1) 会議体

- ・ 神奈川県人権啓発推進会議
- ・ かながわ人権政策推進懇話会
- ・ 人権男女共同参画施策推進会議

(2) 職員向け人権研修の実施

- ・ 県庁内各所属の人権施策推進主任者兼研修指導者向け研修の実施
- ・ 職務内容に応じた人権研修の実施（全所属）

6 まとめ（懇話会委員意見）

（1）人権を取り巻く環境、目標の達成度

県民が「日本が基本的人権が尊重される社会か」という問いに「そう思う」が5年前の調査に比べ大きく減少していることは、本県の人権状況を反映したと考えられ、極めて憂慮すべきことである。この原因は、津久井やまゆり事件や川崎市等で発生しているヘイトスピーチなどが考えられる。

これまで本県は、他都道府県に先んじて人権施策推進指針の制定、人権担当組織の充実に努めてきたが、このまま手を拱いていると、本県の人権状況は、一層悪化すると懸念される。

そこで実態を十分に把握し、悪化の原因を精緻かつ実証的に分析を行い、その結果を踏まえて、人権に大きな影響を与えている経済、社会環境等の変化、最近の災害や感染症の被害の甚大化なども考慮し、条例の制定を含め、効果的で強力な総合的な対策を早急に講じなければならない。

これによって本県が、日本の人権向上のけん引役を担って欲しい。

(2) 人権教育・人権啓発の取組状況

- ・ いじめ対策の推進体制や研修体制について記載した方がよい。

(3) 分野別施策の推進状況、推進体制

【子どもの人権関係】

- ・ 児童虐待は、早期発見が重要であるが、現在「市町村、地域の子育て支援事業者研修会」などが実施されているが、地域住民（民生・児童委員、町内会、児童関係のボランティア団体等）による早期発見、医療機関、保育所・幼稚園等での気付きを促進するための事業が必要である。
- ・ ひきこもりの人が、社会との接点を持つようにするためには、各自の適性に合った就労の場を提供することが最も重要であるが、このためソーシャルファームの設置推進などを検討してほしい。

【障がい者の人権関係】

- ・ 障がい者の尊厳性を確保し、人権を向上させるためには、障がい者が地域社会の一員として暮らすソーシャルインクルージョンの理念の確立が極めて重要である。

これに資するため障がい者が住民の参加のもとに行う就労、教育、余暇活動など幅広い事業を推進していただきたい。

特に深刻な問題を抱える精神障がい者、発達障がい者に対する対策を強化すべきである。

この考え方は、高齢者、患者等（例えば難病患者など）にも当てはまる。

【外国籍県民の人権関係】

- ・ 県内に多様な国の多数の外国籍の人が居住しているので、それらの人たちの人権向上は、本県にとって極めて重要な政策課題である。

しかし、ヘイトスピーチなどに見られるように人権面で大きな問題が発生している。このため、本県の外国籍住民の実態、これまで本県が果たしてきた役割等をかんがみ、全国の模範となるような効果的な対策を講じるべきである。

この場合、前述のソーシャルインクルージョンの理念を中核に据えるべきである。

【ひとり親家庭支援関係】

- ・ ひとり親、特に母子家庭は低所得者が多いが、これらの家庭の子どもの健康、孤立の防止、社会性の育成等のため、子ども食堂が大変有効であるので、設置促進を支援すべきである。

【性的マイノリティ関係】

- ・ 性的マイノリティ問題は、一般の県民の理解は高いとは言えないので、県民向けの講演会等啓発活動が必要である。

【全体・複数の分野についての意見】

- ・ 各分野においてセクシャルハラスメントや性被害防止に向けた取組を一層推進されたい。
- ・ 高齢者虐待、障がい者の人権及び外国籍県民の人権について、懇話会における話し合いの内容も踏まえて、県の取組を紹介する記事を追加した方がよい。
- ・ かながわ人権施策推進指針の分野別施策には「労働者の人権」の項目がないため、指針の改定にあたっては、人権の課題として取り上げるよう検討されたい。